

令第 116 条の 2 新旧対照表

新	旧
<p>(窓その他の開口部を有しない居室等)</p> <p>第 116 条の 2 法第 35 条 (法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。第 127 条において同じ。) の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、次の各号に該当する窓その他の開口部を有しない居室とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 開放できる部分 (天井又は壁 (床面から天井までの垂直距離に応じて国土交通大臣が定める部分 (令和 7 年国土交通省告示第 992 号) に限る。) にある部分に限る。) の面積の合計が、当該居室の床面積の 50 分の 1 (火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる給気口及び排気口 (令和 7 年国土交通省告示第 993 号) を有する場合にあっては、給気口の開口面積、排気口の高さ及び居室の床面積に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した割合 (令和 7 年国土交通省告示第 993 号)) 以上のもの</p> <p>2 (略)</p>	<p>(窓その他の開口部を有しない居室等)</p> <p>第 116 条の 2 法第 35 条 (法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。第 127 条において同じ。) の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、次の各号に該当する窓その他の開口部を有しない居室とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 開放できる部分 (天井又は天井から下方 80cm 以内の距離にある部分に限る。) の面積の合計が、当該居室の床面積の 50 の 1 以上のもの</p> <p>2 (略)</p>